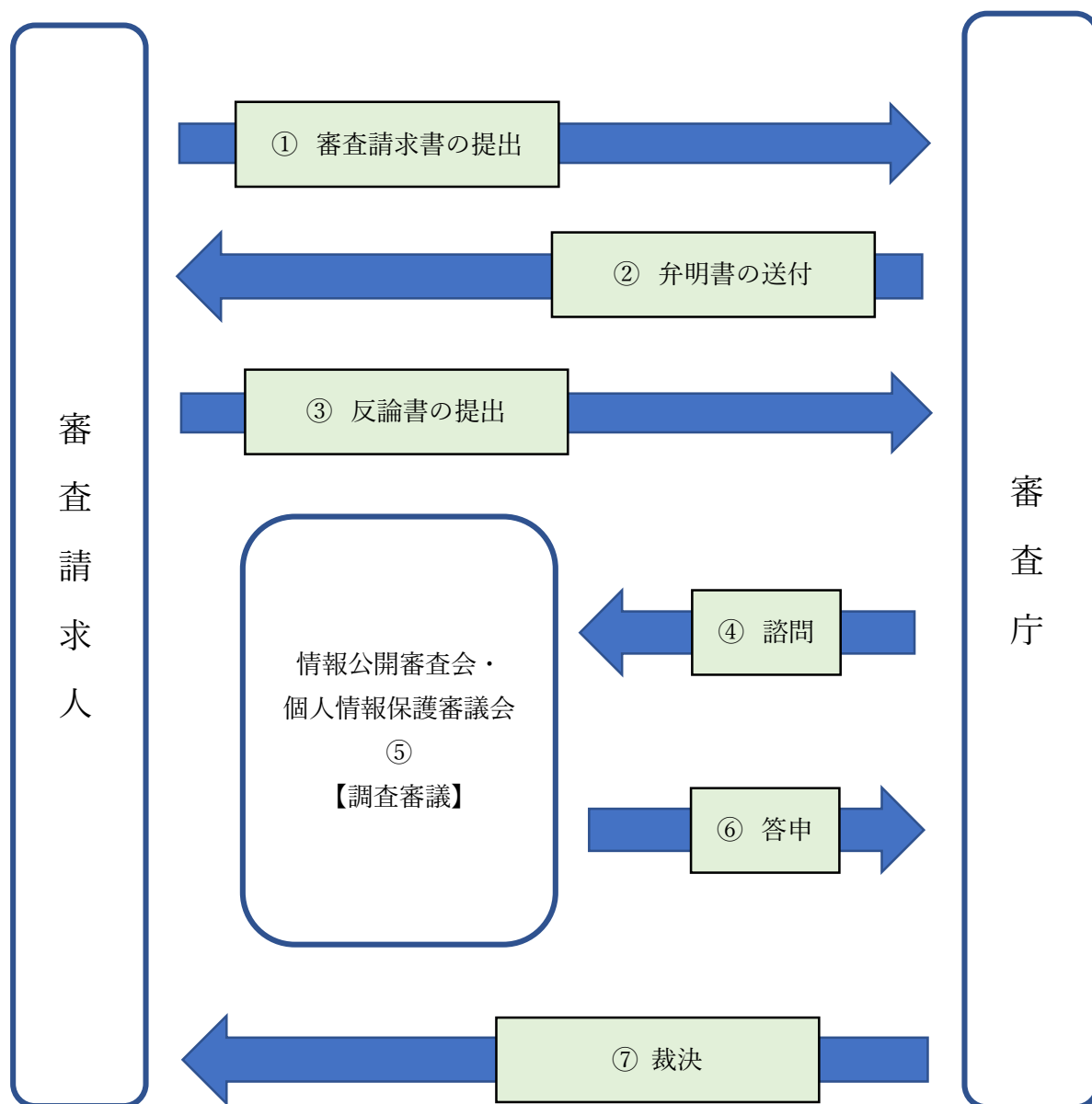


## 行政文書開示請求・保有個人情報開示請求の審査請求の流れ



※ 上記フロー図は標準的な流れを示しています。

- ① 審査請求書は、審査庁（担当課）または審査情報課総合窓口へ提出してください。
- ③ 反論書の提出は任意です。なお、③と④の順が異なる場合があります。
- ④ 諮問の際には、審査請求書や弁明書（反論書）の写し等を提出します。
- ⑤ 審議にかかる時間は案件等により異なります。
- ⑦ 実施機関は、情報公開審査会・個人情報保護審議会へ調査審議した結果送付される答申を尊重して裁決を行います。